

【34用 語】

【風斗…ふと】「不凶」「不斗」「与風」などとも書く。突然に、不意に、思わず、凶らずも、とつさに

【差発…さしおこる】ある状態が発生する、病にかかる、発病する

【薬用…やくよう】薬により治療すること

【何分…なにぶん】どうか、さまざま、どのようにも

【達而…たつて】しいて、無理に

【歎…なげく】深く感じてため息をつく、憂える、悲しむ、嘆願する

【先々宿村…さきざきしゆくそん】行く先にある沿道の宿場や村

【憐愍…れんびん】あわれむこと、情けをかけること

【継送…つぎおくり】「継立」ともいう。宿村ごとに順を追って人馬などで搬送すること

【34解 説】

江戸時代中期以降、全国的に商品貨幣経済が浸透してくると、それにともなつて庶民の往来や交流も活発化してきた。一般に百姓・商人・職人らが商用や社寺参詣・湯治などを目的に旅に出る場合、関所手形や身元証明書ともいうべき往来手形を携行したが、その往来手形には関所の通行をはじめ、旅の途中で日が暮れた場合の宿泊、さらに病氣などで死去した際の埋葬依頼などについて記されている。ところが、旅人が病氣になつた時の対応方法については、その地の村役人や医師らが立ち合い治療や施薬をすることが明和四年（一七六七）十二月の幕府の触書で定められた。

本文書は年代は明らかでないが、吾妻郡羽根尾村（現、長野原町）生まれの谷蔵（七十八歳）が旅稼ぎや社寺参詣など何らかの目的で旅に出かけ、途中の新田郡山之神村（現、太田市）で急に病氣にかかり、この地で手当てをうけたものの回復に至らず、本人からの希望で国元に返すことになった。これは、その際の村継ぎ送り状である。このように沿道の村々では旅人がケガや病氣にかかった時、村の負担で治療を施したり、帰国を希望する病人に対しては村毎に搬送することになっていたのである。